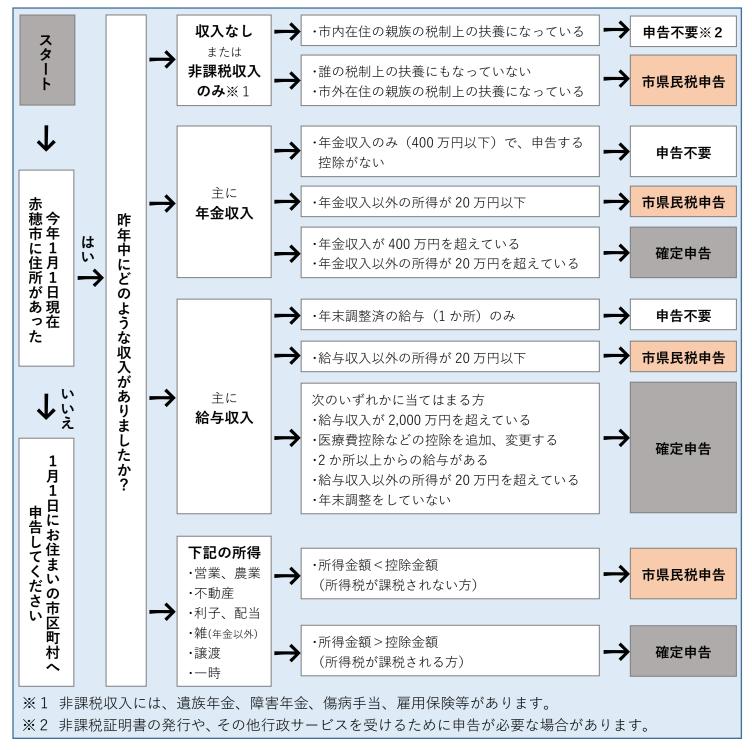
令和7年度 市民税・県民税(住民税)申告の手引き -赤穂市-

申告する必要があるかどうか、下記フローチャートより確認しましょう。

※確定申告する場合は、赤穂市への市県民税申告の提出は原則不要です。



【※注意】

上記で「市県民税申告」となった場合でも、下記のいずれかに該当する方は税務署へ確定申告する必要があります。

- ・所得税を納付する方、または還付を受けられる方
- ・初年度の住宅借入金等特別控除を適用する方
- ・分離所得(土地・建物、株式等の譲渡、先物取引など)の申告
- ・青色申告 ・損失の繰越申告または繰越控除の申告
- 外国税額控除の申告

確定申告については、

下記にお問い合わせください。

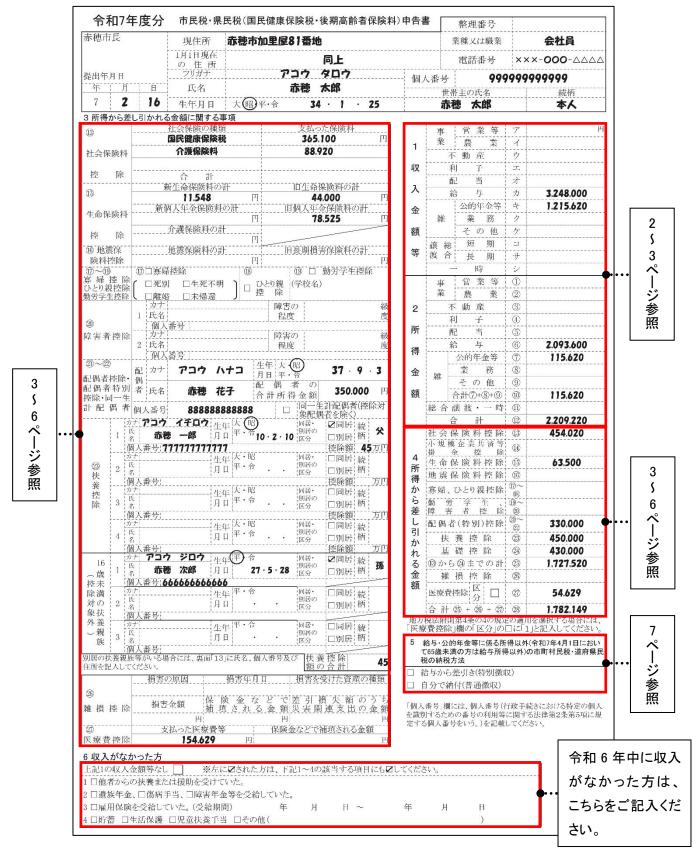
国税相談専用ダイヤル:0570-00-5901 相生税務署:0791-23-0231(代表電話)

基本事項

現住所 「現住所」の欄に現在の住所を記入してください。「1月1日現在の住所」欄には、令和7年1月1日時点の住所が現住所と異なる場合に記入してください。

電話番号 日中連絡がつきやすい電話番号を記入してください。

氏名 氏名及びフリガナを記入してください。



1 収入金額等 / 2 所得金額

所得の種類ごとに収入金額及び所得金額を計算して、該当する欄に金額を記入してください。表中のカタカナ記号及び丸数字は、申告書に対応しています。

なお、令和6年中に収入がなかった方は、申告書表面「6収入がなかった方」を記入してください。

所得の種類		重類	所得の概要	所得の計算方法等
			小売業、飲食業、サービス業等の営業から生ず	所得金額=収入金額-必要経費
ア/①		営業等	る所得のほか、医師、弁護士、税理士、外交員、	申告書裏面「8 事業・不動産所得に関する事項」を
	事業		大工、左官、漁業等の事業から生ずる所得	記入してください。
1/2		農業	農作物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜	
1/2		辰未	の育成等から生ずる所得	
ウ/③	_	に動産	貸家、貸事務所、地代等の賃貸料、不動産貸付	
773	,	不動産の権利金・礼金等の所得		
			公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益	所得金額=収入金額
エ/④		利子	の分配金等の所得(源泉分離課税分は除きま	
			す。)	
			株式又は出資の配当、協同組合等の剰余金の分	所得金額=収入金額-株式などの元本取得のために
才/⑤		配当	配等の所得(特定配当等(一定の上場株式の配	要した負債の利子
370		40 —	当等)のうち、申告分離課税を選択した分は除	申告書裏面「9 配当所得に関する事項」を記入して
			きます。)	ください。
			俸給、給料、賃金、賞与等の所得(令和6年中	下記の計算表をご利用ください。
カ/⑥		給与	の総支払額で税金等を差し引く前の金額)	源泉徴収票の添付がない場合、申告書裏面「7 給与
				所得の内訳」を記入してください。
			国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・恩	次ページの計算表をご利用ください。
= /⑦		公的	給等の所得	
		年金等	※ 企業年金を一括で受け取っている場合は	
	雑		下記の一時所得に該当	
, ,	小正	AU4 74	シルバー人材センターの配分金、著述家以外の	所得金額=収入金額-必要経費
ク/8		業務	方の原稿料、講演料、放送謝礼等の副業による	申告書裏面「10雑所得(公的年金以外)に関する事
			収入のうち営利を目的とした継続的な所得	項」を記入してください。
ケ/⑨		その他	個人年金等の上記に該当しない雑所得	
10	合計⑦+⑧+⑨		雑所得⑦~⑨の金額の合計額を記入してください	·\°
		,	土地建物以外の資産(車両、機械、特許権、営	所得金額=収入金額-必要経費-特別控除(原則 50
□/ <u>1</u> 1	総合	短期	業権等)の譲渡による所得	万円)
	合譲	E 115	※ 短期は、その資産の取得の日以後5年以内	申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関
サ/⑪	渡長期		に譲渡したもの。長期はそれ以外。	する事項」を記入してください。
2./(1)		一時	賞金、懸賞当せん金、競馬等の払戻金、生命保	
ン/W	シ/⑪ -		険の一時金などの所得	
12	(12) 合計		上記①~⑥、⑩、⑪の金額の合計額を記入して	ください。

【給与所得金額の速算表】 A=給与等の収入金額 B=A÷4(千円未満の端数切捨て)

給与等の収入金額 A	給与所得の金額	給与等の収入金額 A	給与所得の金額
~550,999 円	0円	1,628,000 円~1,799,999 円	B×2.4+100,000円
551,000 円~1,618,999 円	A − 550,000 円	1,800,000 円~3,599,999 円	B×2.8-80,000円
1,619,000 円~1,619,999 円	1,069,000 円	3,600,000 円~6,599,999 円	B×3.2-440,000円
1,620,000 円~1,621,999 円	1,070,000 円	6,600,000 円~8,499,999 円	A×0.9-1,100,000円
1,622,000 円~1,623,999 円	1,072,000 円	9 500 000 ⊞~.	A — 1 050 000 ⊞
1,624,000 円~1,627,999 円	1,074,000 円	8,500,000 円~	A -1,950,000 円

【公的年金等所得金額の速算表】

		公的年金等雑所得の金額				
年金受給者	公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
の年齢		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超		
	130万円未満	収入金額-60万円	収入金額-50万円	収入金額-40万円		
65 歳未満 (昭和 35	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%-27万5千円	収入金額×75%-17万5千円	収入金額×75%-7万5千円		
年1月2 日以降生ま	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×85%-68万5千円	収入金額×85%-58万5千円	収入金額×85%-48万5千円		
れ)	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×95%-145万5千円	収入金額×95%-135万5千円	収入金額×95%-125万5千円		
	1,000 万円以上	収入金額-195万5千円	収入金額-185万5千円	収入金額-175万5千円		
	330 万円未満	収入金額-110万円	収入金額-100万円	収入金額-90万円		
65 歳以上 (昭和 35	330 万円以上 410 万円未満	収入金額×75%-27万5千円	収入金額×75%-17万5千円	収入金額×75%-7万5千円		
年1月1 日以前生ま	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×85%-68万5千円	収入金額×85%-58万5千円	収入金額×85%-48万5千円		
れ)	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×95%-145万5千円	収入金額×95%-135万5千円	収入金額×95%-125万5千円		
	1,000 万円以上	収入金額-195万5千円	収入金額-185万5千円	収入金額-175万5千円		

【所得金額調整控除】

あなたが①又は②に該当する場合、**給与所得から所得金額調整控除額を控除した額が給与所得金額**となります。両方に該当する場合は、給与所得から①を控除した後、②を控除します。申告書表面「17 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。

1	給与等の収入金額が850万円を超え、次の(イ)から(ハ)	② 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額が両方あ
	のいずれかに該当する場合	り、その合計額が 10 万円を超える場合
イ)	あなたが特別障害者に該当する	【控除額の計算式】
口)	年齢 23 歳未満の扶養親族を有する	給与所得金額(※)+公的年金等に係る雑所得(※)-10万円
/\)	特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有	(※)10 万円を超える場合は 10 万円
	する	
*	(ロ)(ハ)について、扶養親族等が他の者の扶養控除等の	
	対象であっても所得金額調整控除の適用が可能です。	
【控	2除額の計算式】	
(給	治与等の収入額(※)-850 万円)×10%	
(*	()1,000 万円を超える場合は 1,000 万円	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 / 4 所得から差し引かれる金額

「3所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入のうえ、控除額を計算して「4所得から差し引かれる金額」に記入してください。表中の丸数字は、申告書に対応しています。

なお、市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除額とは一部異なります。

所得控除の種類及び控除額等

13社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担している社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等)を令和6年中にあなたが支払った場合の控除

※ 生計を一にする配偶者等の親族が受け取る年金から差し引きされている後期高齢者医療保険料や介護保険料は、あなたの控 除の対象にはなりません。

4 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づき支払った共済契約(旧第2種共済契約を除きます。)の掛金や、心身障害者扶養共済の掛金又は個人型確定拠出年金個人型DCの掛金で、あなたが令和6年中に支払った金額がある場合の控除

15生命保険料控除

受取人があなたかあなたの配偶者、その他の親族である生命保険契約等又は個人年金保険契約等に基づいて、 あなたが令和6年中に支払った保険料や掛金がある場合の控除

- ※ 一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料について、下記の表によりそれぞれの控除額を算出し、合計します。(合計適用限度額:70,000円)
- ※ それぞれ契約区分に新・旧契約両方の保険料がある場合は、下記の表により新契約・旧契約ごとに控除額を算出し、合計します。(合計適用限度額:28,000円) ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額を適用できます。

【控除額の計算方法】

新契約(平成24年1月1日	以後に締結した保険契約等)	旧契約(平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等)		
支払額	控除額	支払額	控除額	
12,000 円以下	全額	15,000 円以下	全額	
12,000 円超 32,000 円以下	支払額×1/2+6,000円	15,000 円超 40,000 円以下	支払額×1/2+7,500円	
32,000 円超 56,000 円以下	支払額×1/4+14,000円	40,000 円超 70,000 円以下	支払額×1/4+17,500円	
56,000 円超	28,000 円	70,000 円超	35,000 円	

16地震保険料控除

あなたが損害保険契約等に基づいて、令和6年中に支払った地震保険料等がある場合の控除

※ 別契約で下記の表アとイの両方の保険料を支払っている場合は、アとイの控除額を合計します。(合計適用限度額 25,000 円)
【控除額の計算方法】

ア 損害保険契約等に係る地震保険料	イ 平成 18 年 12 月 31 日までに契約締結された長期損害保険料		
	支払保険料総額	控除額	
地震保険料の合計額の2分の1	5,000 円以下	支払保険料の総額	
(最高 25,000 円)	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500円	
	15,000 円超	10,000 円	

①寡婦控除

あなたが次の1、2いずれかに掲げる方で、ひとり親控除に該当しない場合の控除

- 1 夫と離別した後婚姻をしていない方のうち、次に掲げる全ての要件を満たす方
 - ア 扶養親族を有している
 - イ 令和6年中の合計所得金額が500万円以下
 - ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない
- 2 夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が不明な方のうち次に掲げるすべての要件を満たす方
 - ア 令和6年中の合計所得金額が500万円以下
 - イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない

【控除額】26万円

18ひとり親控除

未婚の方や配偶者と離婚・死別した後婚姻をしていない方又は配偶者が生死不明な方で、次のア〜ウのすべて に該当する方

- ア 令和 6 年中の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子(他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。)がいる方
- イ 令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方
- ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない

【控除額】30万円

⑨勤労学生控除

あなたが学生で、令和 6 年中の合計所得金額が 75 万円以下(そのうち自己の勤労によらない所得が 10 万円以下)である場合の控除

【控除額】26万円

20障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者(あなたと生計を一にする令和 6 年中の合計所得金額が 48 万円以下の配偶者)、扶養親族が障害者に該当する場合の控除

- ※ 普通障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や福祉事務所長の認定を受けている方等
- ※ 特別障害者とは、普通障害者に該当する方で、身体1・2級、精神1級、療育A判定、又は福祉事務所長から特別障害の 認定を受けている方等

【控除額】普通障害者 … 26 万円 特別障害者 … 30 万円 同居特別障害者 … 53 万円

②配偶者控除 / ②配偶者特別控除

- あなたと生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族になっている方、事業専従者を除きます。) の令和 6 年中の合計所得金額が 48 万円以下(給与のみの場合は収入金額が 103 万円以下)の場合 の控除 … 下表のア
- 令和6年中の合計所得金額が48万円超133万円以下(給与のみの場合は収入金額が103万円超201万5,999円以下)の場合の控除・・・下表イ
- ※ 申告書には配偶者の合計所得金額を記入してください。ただし、配偶者の合計所得金額が133万円超であるときは、配偶者特別控除は受けられませんので記入しないでください。
- ※ あなたの令和 6 年中の合計所得金額が 1,000 万円超の場合、控除の適用はありません。

【控除額】

			納税義務者の合計所得金額			
	配偶者の合計所	得金額	900 万円以下	900 万円超	950 万円超	控除の種類
				950 万円以下	1,000 万円以下	
ア	10 EUNE	70 歳未満	33 万円	22 万円	11 万円	配偶者控除
	48 万円以下	70 歳以上	38 万円	26 万円	13 万円	11. 内有 任 体
	48 万円超 95 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円	
	95 万円超 100 万円以下	万円超 100 万円以下		22 万円	11 万円	
	100万円超105万円以7	下	31 万円	21 万円	11 万円	
	105万円超 110万円以	05 万円超 110 万円以下		18 万円	9 万円	配偶者
1	110万円超 115万円以	下	21 万円	14 万円	7 万円	特別控除
	115万円超 120万円以	115万円超 120万円以下		11 万円	6 万円	付加经际
	120 万円超 125 万円以下		11 万円	8万円	4 万円	
	125 万円超 130 万円以下		6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超 133 万円以下		3万円	2 万円	1万円	

23扶養控除

あなたに令和6年中の合計所得金額が48万円(給与のみの場合は収入金額が103万円)以下の生計を一にする親族等(他の所得者の扶養親族になっている方、事業専従者を除きます。)がいる場合の控除

※ 扶養親族が日本国外に居住する場合は、親族関係書類及び送金関係書類を添付してください。

【控除額】

扶養控除区分	対象	控除額	
一般	扶養親族のうち 16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 歳未満の方(平成 18 年 1 月 2 日から平成 21	33 万円	
一	年1月1日又は昭和30年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた方)		
特定	扶養親族のうち 19 歳以上 23 歳未満の方(平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日までに生	45 万円	
付化	まれた方)	43 71 🗆	
老人	扶養親族のうち 70 歳以上の方(昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた方)	38 万円	
同居老親等	老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で同居している方	45 万円	

16 歳未満の扶養親族(控除対象外)

16 歳未満の扶養親族については控除の対象とはなりませんが、市民税・県民税の非課税判定等における扶養親族の数には含まれます。

24基礎控除

令和6年中の合計所得金額によって一律適用される控除

※ あなたの令和6年中の合計所得金額が2,500万円超の場合、控除の適用はありません。

【控除額】

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円

26雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(令和6年中の総所得金額等が48万円以下の方)が、 令和6年中に災害や盗難、横領等により資産に損害を受けた場合の控除

【控除額の計算方法】

次のアとイのうちいずれか多いほうの金額

ア (損害金額 - 保険金などで補填される金額) - (総所得金額等) × 10%

イ (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

②医療費控除 ※次のいずれか一方を選択

ア 従来の医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和 6 年中にあなたが支払った医療費が ある場合の控除

【控除額(最高 200 万円)の計算方法】

(支払った医療費) - (保険等により補てんされた額) - (総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない額)

- ※ 支払った医療費が 10 万円以下の場合でも総所得金額等の 5 % (小数点以下切り捨て)を超える支払金額であれば、控 除を適用できます。
- イ セルフメディケーション税制

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和 6 年中にあなたが対象のスイッチ OTC 医薬品を購入した費用が 1 万 2 千円を超える場合の控除

【控除額(最高8万8千円)の計算方法】

(対象のスイッチOTC医薬品の年間購入額) - 1万2千円

その他の記入事項

申告書表面「5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65 歳未満の方は給与所得以外) の市町村民税・道府県民税の納税方法 |

あなたに給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市民税・県民税について、給与からの差し引き(給与特別徴収)または自分で納付(普通徴収)するかを選択できます。(令和7年4月1日において65歳未満の方は、給与所得以外の所得分に対する市民税・県民税の納税方法を選択できます。)

希望する方法の□にチェックしてください。

※いずれにもチェックがない場合は、原則として給与特別徴収させていただきます。

申告書表面「12事業専従者に関する事項|

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳以上に限ります。)で、あなたの事業にもっぱら従事した方がいる場合に、その方の氏名、続柄、専従者給与(控除)額などを記入してください。

なお、白色申告の場合は、その事業専従者1人につき、次のア、イのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 860,000円(配偶者以外の場合は500,000円)

イ (事業専従者控除額を差し引く前の所得金額)÷(事業専従者の数+1)

申告書裏面「16 寄付金に関する事項」

兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部、都道府県、市町村、特別区、赤穂市が条例で指定した団体、兵庫県が条例で指定した団体、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した主催者に対して寄附をした場合、次の計算による額が減額(寄附金の合計額が 2,000 円超の場合に限ります。)

【控除額の計算方法】

次の①②のいずれか少ない額×10%(市民税 6%、県民税 4%)

- ① 寄付金の合計額-2,000円
- ② 総所得金額等×30%-2.000円

※ふるさと納税(総務大臣の指定を受けていない自治体に対する寄附金は対象外)

寄附金に、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金が含まれる場合は、上記に加えて特例控除額を加算します。(上限:調整控除後の所得割額の 20%)。

特例控除額(地方自治体分のみ) = (都道府県・市町村・特別区への寄付金額 - 2,000 円) ×

(90% - (寄付者の所得税率:0~45%) ×1.021)

市民税:特例控除額の3/5、県民税:特例控除額の2/5

申告書裏面「15 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」

配当割又は株式等譲渡所得割が特別徴収された場合において、これらの事項に関して申告した場合は、市民税・県民税の所得割から、配当割又は株式等譲渡所得割の相当額を控除します。控除しきれなかった場合は、同一年度分の市民税・県民税均等割に充当、森林環境税に委託納付し、さらに他の未納の市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税等)に充当してもなお残額があるときは、当該金額を還付します。

市民税:配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5、県民税:配当割額又は株式等譲渡所得割額の2/5